第２期秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）

第１章　基本事項

１　計画の趣旨

ギャンブル等依存症は早期の支援や適切な治療により十分回復が可能であるため、相談体制や医療体制の充実を図るとともに、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及による発症予防が重要となる。一方で、ギャンブル等依存症は当事者の病気の受容が難しく、ギャンブル等にのめり込むことにより多重債務をまねくだけでなく、自殺や犯罪等、当事者やその家族の日常生活や社会生活にも深刻な影響を及ぼす場合があることから、重大な社会問題となっている。

国においては、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年10月、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行され、平成31年4月には、国のギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定された。基本法第13条第1項に基づき、本県においても、ギャンブル等依存症の発症予防と、当事者とその家族等の回復支援を実施することにより、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる体制を整備するため、「秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画（第１期）」を策定し、取組を進めてきた。令和5年度は、第１期計画の最終年度となり、ギャンブル等依存症に関する状況の変化等も踏まえた、第２期計画を策定する。

　第２期計画においては、引き続き各関係機関の連携により、ギャンブル等依存症の普及啓発、適切な治療及び相談・回復支援と再発防止における切れ目のない支援体制を講ずることで、ギャンブル等依存症に対する偏見や誤解がなく、県民が健全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

２　計画の位置付け

　本計画は、基本法第13条第1項の規定による都道府県計画として策定する。

３　計画の期間

　計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

　なお、ギャンブル等依存症に関する状況を勘案し、本計画で定める対策の効果に関する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

４　推進体制

　本計画に関する事項は、秋田県精神保健福祉審議会に報告する。

第２章　現状と課題

１　現状

１）国内における状況

　国内における状況について、久里浜医療センターが実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査（令和2年度調査実施・令和3年8月公表）」によると、「ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」において、過去1年以内でのギャンブル等依存症が疑われる者の割合を成人の2.2％と推計している。秋田県の成人人口にその割合を乗じると、約1万4千人となる。

　また、この調査では、「ギャンブル開始年齢」について集計している。「初めてギャンブルをしたのは何歳でしたか。」という問いに対して、全体の57.5％（男性52.0%、女性64.5%）が20歳代と回答した。20歳未満の年齢を回答したのは、女性の17.3%に対し、男性は43.2%であり、男性の方が低い年齢でギャンブルを経験している割合が高かった。

　また、「少なくとも月1回以上の頻度で、習慣的にギャンブルをするようになったのは何歳でしたか。」という問いの結果では、男性・女性ともに20歳代に習慣的なギャンブルを開始した割合が最も高かった。

２）県内における状況

（１）施設の状況

　県内には公営競技場はなく、場外券発売所が9か所ある。内訳は、競馬が2か所、競輪が3か所、オートレースが３か所、競艇が１か所となっている。また、ぱちんこ店舗数は、令和5年12月末現在で86店舗である。

（２）治療拠点及び専門医療機関の設置状況

本県では、令和5年4月末時点で、ギャンブル等依存症治療拠点機関を1機関、ギャンブル等依存症専門医療機関を3機関選定している。

　治療拠点機関は、医療法人回生会　秋田回生会病院、専門医療機関は、医療法人仁政会　杉山病院、医療法人回生会　秋田回生会病院、医療法人清風会　清和病院である。

（３）相談支援体制

相談支援体制について、子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部、県内各保健所、自助グループ・家族会、ギャンブル依存症本人グループＧＡグループ、アディクション問題を考える会、特定非営利活動法人コミファ（依存症家族の会）、ギャマノンあきた（家族・友人のための会）、認定特定非営利活動法人リカバリーサポートネットワークが、ギャンブル等依存症の相談支援を行っている。

（４）相談支援の状況

相談支援の状況について、子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部及び保健所における依存症に関する相談件数は、令和2年度をピークに減少傾向にある。ただし、ギャンブル等依存症の相談件数については、平成30年度と比べ増加している。ギャンブル等依存症に関する相談支援は子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部が中心的な役割を担っているが、近年は保健所での相談対応件数が増加傾向にある。

令和4年度の相談状況について、当事者からの相談が全体の7割を占めた。また、相談者の年齢の内訳をみると、30歳代が最も多く、次いで40歳代となっており、20歳代～50歳代までを合わせると全体の8割を占めている。

　子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部における平成31年度から令和5年5月末までの、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムの実施状況は、修了者が20人、継続中の者が16人となっている。

（５）取組の把握状況等

令和5年4月に、全県の、精神科、心療内科を標榜する医療機関と相談機関を対象にギャンブル等依存症の対応に係る実態調査を実施した。調査項目のうち、取組の把握状況として、依存症相談拠点、依存所専門医療機関、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムそれぞれの把握状況をたずねた。

　回答が得られた医療機関42か所のうち、県内の依存症専門医療機関・依存症相談拠点を把握していたのはいずれも半数ほどであり、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムに関する認知度は低かった。

　回答が得られた相談機関92か所のうち、6割程度が依存症専門医療機関・依存症相談拠点を把握していたが、相談機関においても、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムに関する認知度は低かった。

　また、同調査では「ギャンブル等依存症当事者や家族を支援するうえで必要だと思うこと」についてたずねたが、医療機関と相談機関のいずれからも、「ギャンブル等依存症に対する偏見や誤解を解消するための普及啓発」の重要性や、「ギャンブル等依存症が治療対象であることの周知」の必要性の声が多く聞かれた。

（６）ギャンブル等依存症以外の行動嗜癖について

　近年は、インターネットやスマートフォン、ゲームといった特定の行為にのめり込む行動嗜癖や、青少年におけるインターネットでのゲームに過度な課金をする問題がある。

教育庁義務教育課が令和4年11月に全県の小学4年生から中学3年生を対象に行った「スマートフォン等、インターネット利用実態調査」の結果から、スマートフォンの所持率は中学校への進学のタイミングで急増していることがわかっている。また、小学生は漫画やゲームの利用に、中学生はサイトの閲覧に、平日・休日を問わず多くの時間を費やしていることが明らかとなっている。

国ではゲーム依存症対策関係者連絡会議を開催していることから、国の動向も注視しながら、今後の対策を検討していく。

２　第１期計画における取組と評価

第１期計画においては、正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供、相談支援体制の強化、治療体制の充実、回復支援の機会の確保、連携協力体制の構築の5つの方向性に基づき取組を進めてきた。

正しい知識の普及啓発・相談体制に係る情報提供について、毎年5月14日から20日のギャンブル等依存症問題啓発週間において、県民に向けたギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を行った。また、ギャンブル等依存症という疾患の特徴や相談窓口、診療可能な医療機関を明記したチラシを作成し、県内の相談窓口や医療機関に設置したほか、県の公式サイト「美の国あきたネット」に掲載し、県民のギャンブル等依存症に対する正しい理解の普及と相談窓口の周知に努めた。

公営競技団体・ぱちんこ営業者団体においては、ポスター掲示やホームページにてのめり込みを防止するための注意喚起やセルフチェックのコーナーを設けたほか、相談窓口の周知を行ってきた。

取組の評価について、当事者がギャンブルを止める意思をもつことが難しく、家族をはじめ当事者に身近な人もギャンブル等依存症が病気であることについての認識が薄いことが考えられ、結果として早期の相談や治療につなげることが困難な状況にある。また当事者やその家族等にとって相談窓口や治療が可能な医療機関が明確になっておらず、早期の支援につながっていないことも想定されることから、啓発の実施方法を工夫する必要がある。ギャンブル等依存症問題啓発週間やチラシによる普及啓発活動により必要な情報を得られる県民は限定的であるため、対象を明確にした普及啓発を行うことが必要である。

相談支援体制の強化について、ギャンブル等依存症に関する相談支援は、子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部、保健所のほか市町村や自助グループ、家族会等によって行われてきた。子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部主催の研修においては、相談機関の支援者がギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、「ギャンブル障害の精神保健相談・支援の実践研修」として島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムの実施方法を学ぶ機会を設けたほか、司法書士を講師に招き多重債務整理に関する研修等を行った。また、自助グループや家族会のメンバーによる活動紹介の機会を設け、支援者の知識や支援技術の向上を図ってきた。

公営競技団体・ぱちんこ営業者団体においては職員研修を行い、関係者のギャンブル等依存症に対する理解を深め支援体制の整備に努めた。また、本人、家族の申請により入場制限を実施する取組、自己申告プログラムに関する周知を行ってきた。

取組の評価について、支援者からは、ギャンブル等依存症がもつ、「当事者自身が病気であることを受容することが難しい」という疾患の特徴や、経済的な問題やメンタルヘルスの問題等、当事者が抱える問題の複雑さから適切な支援が難しいとの声が聞かれている。疾患の特性を踏まえ、関係職種と連携しながら支援を提供できるよう、支援者のスキルアップが求められる。

公営競技団体・ぱちんこ営業者団体によって行われている自己申告プログラムについては、継続して周知を行うことで当事者が利用できる環境を整備していく。

治療体制の充実について、令和2年度に3医療機関を依存症専門医療機関に選定し、令和5年度には依存症拠点医療機関を選定している。そのほか、ギャンブル等依存症に対応している医療機関はあるものの、その数は少ない状況にある。

取組の評価について、ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分に可能だが、専門医療機関は県央部に集中しており、当事者が地域で必要な医療を受けられる体制は十分ではないため、ギャンブル等依存症に対応できる人材の育成が求められる。また、ギャンブル等依存症の問題に気づき、専門医療機関につなげることのできる医療機関を増やすことも必要である。

　回復支援の機会の確保について、子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部や県保健所において、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムを用いた支援を行ってきた。また、子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部では、当事者やその家族等を対象とした取組として、自助グループや家族会のメンバーを招き、自助グループ活動や家族会の活動を体験してもらう機会を設けた。

　取組の評価について、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムを用いた支援については県の公式サイト「美の国あきたネット」にて周知を行っているが、プログラムの存在については、当事者やその家族等はもとより、医療機関や相談機関における認知度は低く、支援につながった当事者は少ないことから、さらなる周知が必要となる。

また支援者が、自助グループや家族会のもつ役割や、当事者やその家族等が活動に参加することによる効果を把握し、当事者やその家族等に、自助グループや家族会等とつながり続けることの重要性を認識してもらうような働きかけを継続して行っていくことが必要となる。

　連携協力体制の構築について、有識者、医療機関、自助グループ、家族会、行政等の関係機関で構成する「依存症支援体制連携会議」を設置し、各機関における支援状況や課題について協議を行ってきた。

　取組の評価として、当事者やその家族等を支援につなげるため、支援者間での共通認識をより一層、醸成していくことが求められる。

第３章　基本的な考え方

１　基本理念

　第２期計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、3つの基本理念を定める。

（１）ギャンブル等依存症の発症、進行及び回復のどの段階にあっても、当事者や家族等が必要な相談機関や医療につながることができ、継続した支援を受けられる体制を構築する。

（２）ギャンブル等依存症はアルコールや薬物依存との関連や、多重債務、生活困窮、配偶者間暴力や児童虐待をはじめとする家庭内不和、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との連携が図られるよう体制を整備する。

（３）ギャンブル等の種別は様々であるが、当事者が抱える問題等の背景や回復の過程、支援方法等は共通することから、本計画においてはギャンブル等行為を包括した依存症対策としてとりまとめる。

２　基本的な方向性

　第１期計画の取組状況と評価を踏まえ、第２期計画においては、新たに5つの基本的な方向性を定め、対策を推進する。

（１）普及啓発の強化

　　　ギャンブル等依存症が病気であることや、治療によって回復が可能であるといった正しい知識が十分に普及しておらず、相談や治療につながっていないことから、引き続き広く県民に対する普及啓発を行っていくほか、対象のライフステージも考慮した、発症予防のための啓発活動を展開する。

（２）相談支援体制の強化

　　　当事者やその家族等が相談や治療につながるよう、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知を進める。また、支援者の知識や技術の習得を図ることで、相談者のニーズに沿った方法を用いた相談支援を実施していく。

（３）治療体制の充実

　　　専門的な治療体制の充実に寄与するため、依存症治療拠点機関や依存症専門医療機関と協力しギャンブル等依存症に対応できる人材の育成を図る。

（４）切れ目のない回復支援体制の強化

　　　当事者とその家族をはじめ当事者に身近な人々も含めた回復が円滑に進み再発を予防できるよう、自助グループや家族会との連携した取組を推進する。

（５）連携体制の構築

　　　医療・福祉・司法・自助グループ・家族会・行政等関係機関が連携し、当事者及びその家族等が、相談、治療、回復のいずれの過程においても必要な支援を受けることができる体制を強化する。

第４章　計画の重点目標と具体的な取組

１　重点目標

　第２期計画では3つの重点目標を定め、取組を行っていく。

（１）生涯を通じたギャンブル等依存症の発症を予防するため、対象のライフステージに応じた正しい知識の普及と理解の促進に努める。

（２）当事者が身近な地域で必要な医療を受けられるよう、医療提供体制の充実を図る。

（３）当事者とその家族の回復を継続して支援し再発を防ぐため、関係者間における連携体制を構築する。

２　各方向性に沿った取組

（１）普及啓発の強化

　　　ギャンブル等依存症は、当事者の病気の受容が難しく、誰でも陥る可能性があると同時に、適切な治療や支援により回復が可能な疾患であることなどの正しい知識が普及されるよう継続した取組が必要である。

　　　近年は、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加傾向にあり、オンラインによるギャンブルが身近となっているほか、インターネットやスマートフォン、ゲームといった特定の行為にのめり込む行動嗜癖が認識されてきていることから、その特徴やリスクに関する普及啓発を行っていく。

①県民に対し広報誌やリーフレット、県の公式サイト「美の国あきたネット」を用いて正しい知識の普及啓発を行う。普及啓発では、セルフチェックにより自身の行動を振り返る機会を設け、相談へのきっかけづくりを図る。

②オンラインによるギャンブルの特徴やリスクに関する知識の普及に努める。

③ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と発症予防のための啓発活動の一環として、自助グループや家族会と協働し研修会を開催する。

④児童生徒とその保護者、教職員に対し、インターネットやスマートフォン、ゲームといった特定の行為に依存する行動嗜癖に関する普及啓発を行う。

また、情報モラル教育を進めていく。

⑤高等学校教育においてギャンブル等依存症に対する指導を行うことを目的に文部科学省が作成した教師用指導参考資料について周知し、活用を促す。

⑥大学及び専修学校とも協力し、入学オリエンテーション等の機会を活用し、学生向けリーフレット等の資材を用いて予防啓発を実施する。

⑦関係事業者（公営競技団体・ぱちんこ営業者団体）と協力し、のめり込み防止のための啓発を行う。

(２）相談支援体制の強化

　　ギャンブル等依存症に関する相談支援は、子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部や保健所、市町村、自助グループや家族会等によって行われているが、支援を必要とする当事者やその家族等に相談窓口の活用が十分に周知されていないことが考えられ、相談や治療につながっていない現状にある。このため、地域における相談窓口の周知を進めるとともに、当事者とその家族等を必要な支援につなげられるよう、支援者の意識の醸成に重きを置く。また、当事者やその家族等が抱える問題の複雑さにも対応できるよう、支援者の支援技術向上のための取組を行っていく。

①相談窓口について、ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発活動や県の公式サイト「美の国あきたネット」への掲載により周知を図る。

②子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部では、市町村等窓口担当者や保健所職員、生活保護担当ケースワーカー、児童相談所職員等、当事者に対応することがある支援者の知識や支援技術の向上を図るための研修会等を開催する。

③子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部や保健所において、当事者およびその家族等への相談対応や回復支援プログラムを用いた支援をはじめ、相談者のニーズに沿った方法を用いた支援を行う。

④依存症対策全国センターが開催している研修の積極的な受講を図ることで、支援者の人材育成を進める。

⑤関係事業者（公営競技団体・ぱちんこ営業者団体）において、相談窓口の周知を図るとともに、従業員がギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう研修の機会を設ける。

（３）治療体制の充実

　　県内でギャンブル等依存症に対応している医療機関は少ないことから、当事者が身近な地域で必要な治療が受けられるよう、依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関と連携した取組により、人材の育成を促進する。

①精神科医療機関職員を対象とした、ギャンブル等依存症に関する研修の機会を設ける。

②精神科医療機関に対して、依存症対策全国センター等が実施する専門研修の参加を促す。

（４）切れ目のない回復支援体制の強化

　　ギャンブル等依存症の回復においては、同じ悩みや目的をもった仲間と互いに支え合うことでその困難さを乗り越えていくことができることから、当事者及びその家族等が自助グループや家族会につながり、再発を予防できるよう、医療機関や相談機関の支援者が自助グループや家族会の活動を知る機会を設け、回復支援体制を強化していく。

①自助グループや家族会について、様々な機会を通じて積極的な周知を行う。

②ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及と発症予防のための啓発活動の一環として、自助グループや家族会と協働し研修会を開催する（再掲）。

（５）連携体制の構築

　　相談から治療、回復支援に関係する各関係機関の連携の促進を図り、当事者やその家族等が必要とする支援を受けることができるよう、支援体制を強化する。また、福祉事務所や児童相談所等においては、それぞれの問題の背景にギャンブル等依存症が存在することもあるため、ギャンブル等依存症の支援につなげるための共通認識を醸成する。

①子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部、保健所、市町村等窓口担当者、医療機関、自助グループ、家族会等が集う事例検討会や地域でのケース会議等の機会を設け、支援者間で当事者やその家族等に必要な支援の検討や振り返りを行うことなどを通じて、互いの理解を深めるとともに支援体制の強化を図る。

②行政や福祉、警察、司法等関係機関において、ギャンブル依存状態にあると見受けられる相談者を把握した場合に、相談者を専門医療機関や子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部、保健所等につなげることができるよう、平時からの連携体制の整備に努める。

③依存症支援体制連携会議において、当事者やその家族等への支援状況に関する情報共有を行うほか、課題を共有し、解決に向けた改善策や必要となる取組について検討することで、保健・医療・福祉・司法・自助グループ・行政等各関係機関の連携体制の構築を図る。